

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～39年
構築物	10年～18年
医療用器械備品	3年～12年
その他の器械備品	3年～20年
車両運搬具	2年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当

会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産の「長期前払消費税等」に計上し、5年間で均等償却しております。

5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理方法

受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。

6. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	3,510,474	千円
土地	913,655	千円
計	4,424,130	千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	141,800	千円
長期借入金	3,421,026	千円
計	3,563,026	千円

7. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,560,304 千円

(2) 補助金等の内訳等

補助金の内訳

内訳		交付者	金額 (千円)	計上区分
運 営 費	新型コロナ感染症緊急包括支 援補助金	長野県	256,292	事業外収益
	地域医療介護総合確保基金 事業補助金	長野県	16,567	事業外収益
	その他	その他	19,557	事業外収益
小計			292,416	
施 設 整 備	社会的重要なインフラ自衛的 燃料備蓄事業補助金	その他	26,772	特別利益
小計			26,772	
合計			319,189	